論説

「四海を壑にする」

――横井小楠の「交易」論と「公」観念の検討――

内藤俊彦

一　「四海を壑にする」ことについて

統計的に厳密に調査した訳ではないが、横井小楠の詩と文章には、出典を意識せずに使用される成句表現を除いても、『孟子』を典拠とする文章が比較的多いように思われる。『孟子』は言うまでもなく、孟軻が行なった戦国時代の列国の王侯への遊説と諸子との論争あるいは弟子たちとの問答の記録を著述・編纂した書物である。周知の通

り朱子が「四書」の一つとして取り上げて以来儒学の基本文献の一つとなったが、『孟子』の著しい特徴の一つは、「四書」の他の文献と比較して、その論争的性格にあるように思われる。論敵の心理への鋭い洞察は辛辣な皮肉となって相手に突き刺さるものの、『論語』の例えば「先進篇第一一」にある「浴乎沂、風乎舞雩」に豊かに実感される他者への共感に裏付けられた精神的包容力が、ここでは感じられない場面が多々ある。(1)『横井小楠　上巻　伝記篇』(2)は、小楠の愛読書として『大学』・『論語』・『書経』を挙げて『孟子』を逸しているが訝しい、『孟子』は彼の愛読書であり、小楠は『孟子』のこの論争性に深く共感していたと判断して誤りないと思う。そして私かに思うに、小楠の三代観も『書経』とともに『孟子』の影響が大きいのではなかろうか。小楠の次の文章も『孟子』に典故を持つものである。曰く、

> 本多佐州を初帷幄參謀の名臣悉皆　徳川一家の基業盛大固定に心志を盡して曾て天下生靈を以て念とする事なし。自是以來當時に至る迄君相の英明頗る多しといへ共皆遺緒をついで御一家の私事を經營する而已なれば、諸侯亦是に倣ふて各家祖先以來の舊套によつて君臣共に自國の便宜安全を謀つて隣國を壑とするの氣習となれる故、　幕府を初各國に於て名臣良吏と稱する人傑も皆鎖國の套局を免れず、身を其君に致し力を其國に竭するを以て、忠愛の情多くは好生の徳を損し却て民心の拂戻を招く國の治りがたき所以なり。日本全國の形勢如斯區々分裂して統一の制あることなければ、癸丑の墨使彼理が日本紀行に無政事の國と看破せしは實に活眼洞視と云ふべし。(3)

『孟子』「告子　下」は孟軻と白圭との対話、というより『孟子』の常として白圭との論争における孟軻の勝利（と著作者孟軻自身の考える）[4]のエピソード、を次のように伝えている。曰く「白圭曰く、丹の水を治むるや、禹より愈れり。孟子曰く、子過てり。禹の水を治むるは、水をこれ道（導）けるなり。是の故に禹は四海を以て壑とせるも、今吾子は隣国を以て壑となす。水逆行する、之を洚水と謂う。洚水とは洪水なり。仁人の悪む所なり。吾子過てり」と。朱子の『孟子集註』は「趙氏曰く。当時諸侯に小水有り。白圭之が為に隄を築き、壅ぎて之れを他国に注ぐ」と趙岐の註釈を紹介している。同じく『孟子集註』は「壑は水を受ける処なり」としている。要するに孟子は、夏王朝の創始者である聖人王禹の治水事業は誰の利益をも害なうものではなかったが、白圭の治水事業たるや塞止めた悪水を他国に放流排水し、他者の犠牲において自己の利益を謀るものだ、と白圭を非難しているのである。

朱子によれば、「白圭」は周人で、名は「丹」、「圭」はその字である。右のエピソードを伝える節のすぐ前でも、自分は二〇分の一税に減税しようと思うと口走って、それは北方の野蛮人の国の話だ、文明の中国では行政・軍事・官僚組織の維持・文化事業などに経費が掛かるから尭舜の定めた一〇分の一税より軽くは出来ないのだと、孟子に遣り込められたことになっている。

しかし彼は「富国強兵」の優れた土木技術者であったように見える。白圭について『韓非子』「喩老」に、「その易きに難を図り、その細に大を為す。千丈の堤も螻蟻の穴を以て潰え、百尺の室も突（煙突）隙の烟を以て焚く。故に曰く、白圭の堤を行るやその穴を塞ぎ、丈人（老人）の火を慎むやその隙を塗ると。是を以て白圭に水難なく、丈人に火患なし」と語られている。

「禹の治水」については『書経』「益稷」「禹貢」などにも述べられているが、ここでは『孟子』の記事に従うの

が適切であろう。『孟子』のこれについての直接の言及は「離婁　下」に「孟子曰く、(中略)禹の水を行るや、その事なき所に行るなり」とある。朱子はこの条りに註して「禹の水を行るや、則ちその自然の勢いに因って之れを導き、未だ嘗て私智穿鑿を以て事とする所有ざるなり。是こをもって水はその潤下の性を得て害を為さざるなり」と述べている。山田慶児はこの条を「禹の治水法は、水をいちばん摩擦のすくないところへ流すことだった」[5]と訳している。また「禹の治水」の有様については「滕文公　上及び下」に記事がある。

さて横井小楠の文章に戻ろう。ここで小楠は、右の『孟子』「告子　下」の一節を有力な手掛りの一として幕藩体制批判とその積極的反面としての来るべき新しい社会を形成する原理を提示しようと試みている。幕藩体制批判において小楠が手掛りにするのは幕藩制的国制の二つの側面である。一つは幕府と諸侯の政治的法的関係(幕府・諸侯の「御一家の私事の経営」)であり、他は幕府諸侯と農民(「天下生霊」)の権力的関係である。この二つの側面は小楠の構想するあるべき国家権力の様態を探る上で重要な観点となりうる。後者については、生産の拡大と藩による流通の掌握を論じて、主に経済的側面から取り上げられる。しかし前者について、文久二年の幕政改革の重要な嚮導理念の一つとなった「幕府の私」論を除いて[6]、実は小楠はこの論点をこれより以上に具体的に追求しているようには思われない。論点の深化のかかる欠如自体が小楠の政治思想研究の重要な課題となりうるかも知れないが、姑らくこの問題を舎いて、ここでは小楠思想の地下水脈の一つである「四海を塾にする」という流水の隠喩から喚起される周流・流通のイメージが、小楠思想のいかなる地表にどのように露頭しているかを、彼の「国是三論」の中の「富国論」を素材にして検討することにしたい。一般的に、従ってかなり大まかに言うならば、この「四海

を鞏にする」発想は、政治的側面については、幕府・諸侯の共同による新しい政治体制の構想として、社会経済的側面では、殖産交易論として展開されることになるであろう。そしてこの二つの側面が鎖国批判と積極的開国論へと収斂し発展していくことは言うまでもない。なお、小楠自身は「禹の治水」のイメージを政治・社会的レヴェルへ次のように投影している。

> 外國との通商は交易の大なるものなれ共其道は天地間固有の定理にして、彼人を治る者は人に食(やしな)はれ人を食(やしな)ふ者は人に治らるゝといへるも則交易の道にて、政事といへるも別事ならず民を養ふが本體にして、六府を修め三事を修る事も皆交易に外ならず。先づ水・火・金・木・土・穀といへば山・川・海に地力・人力を加へ民用を利し人生を厚ふする自然の條理にして、堯舜の天下を治るも此他に出でず。九川を決り四海に注ぎ畎澮を濬し川を距り有無を遷し居を化す皆水路を開き舟楫を通じ、民をして粒食を得せしむ交易の政事にて、就中禹貢には土地の性質によりて金・銀・鉛・鐵を初蠶桑・染糸其外所有物産を開き河海山澤を通利し貢賦の制をも定られたる大交易の善政丕績は勿論にて、八政にも食貨を先にし、九經も庶民を子とし百工を來すの事あり、是等皆大聖の立定められたる善教仁政にして萬世に亙り永く頼るべき大經大本也。(7)

引用の大部分が『書経』あるいは一部『易経』からの引用で塡められている。小楠自身「禹貢」を挙げているが、「水木金木土穀・正徳利用厚生」の「六府三事」は『書経』「大禹謨」(8)に、あるいは「九川を決り」以下の数句は同じく「益稷」に、また「八政」は同じく「洪範」に典拠することは言うまでもない。更に例えば「舟楫を通じ、

(民をして粒食[9]を得せしむ)交易の政事」については、『易経』「繋辞　下」の「日中に市を為し、天下の民を致し、天下の貨を聚め、交易して退き、各々其の所を得」、「木を刻りて舟と為し、木を刻りて楫となし、舟楫の利、以て通ぜざるを済し、遠きを致して以て天下を利す」などの文言が、小楠の念頭にあったであろう。

『中庸章句』第二〇章第一一節乃至第一四節で「九経」が詳述されている。朱子によれば「経」は「常」である、政治における不変なる嚮導理念・施政の基本方針の謂である。その第六以下は「庶民を子とするなり。百工を来すなり。遠人を柔らぐるなり。諸侯を懐くるなり」(第一一節)とあり、小楠が引用する前二者については、「庶民を子とすれば、則ち百姓勧む。百工を来せば則ち財用足る」(第一二節)とある。前半は、庶民を子のごとくに見る政治を行えば、全人民が善に勧めるようになる、との謂である。後半の句について、朱注は「百工を来せば、則ち功を通じ事を易え、農末相資す。故に財用足る」としている。『孟子』「滕文公　下」は「功を通じ事を易え、羨(余)れるを以て足らざるを補わずんば、則ち農に余粟あり、女(工)に余布あらん。子如(も)し之を通ぜば、則ち梓匠・輪輿皆食を子(し)に得ん」と、農業と商工業との間の分業と流通による社会関係の成立を説いている。朱注は『孟子』のこの件りに依拠しているのだが、諸々の職工職人を招来するならば、様々の職業(「事」)の分業によって生産物(「功」)を流通し、本である農民と末である商工業者が相互に資け合って、財物が満ち足りるのである、との謂である。なお人々の社会生活が分業と流通の基盤の上に築かれているとの孟子の認識は、『孟子』「滕文公　上」の農家許行の言説を廻る弟子陳相との比較的長い対話にも、唐虞三代にまで説き及んで詳細に説かれている。そして『孟子』のこの節に、「心を労する者は人を治め、力を労する者は人に治められる。人に治められる者は人を食い、人を治むる者は人に食わるるは、天下の通義なり」との、封建的身分制を正当化する広く人口に膾炙したテーゼが述べられる

のである。つまり孟子では、職業上の分業と身分上の分業とが同一のレベルで区別されずに説かれていることになる。換言すれば、支配と被支配が分業として捉えられていることになる。

こうして小楠の文章においては、世界を潤す秩序立った円滑な水の流れと人々の生存を潤す財物の流通とが重ね合わされてイメージされ、「禹の治水」が「交易」による「利用」「厚生」という小楠の同時代的課題へ結び付けられることになる。

二　「富国論」について

さて先述した人々の生存を潤す財物の流通のイメージであるが、小楠においては、商品と紙幣の流通と流通の過程から生ずる富として、このイメージが具体化される。

小楠は右の「国是三論」の中で、疲弊した農村経済の復興と福井藩の財政再建を目的として、海外交易と結付いた国産開発と藩専売制の実施とを提言している。国産開発・藩専売制はとりわけ天保期以降の諸藩の藩政改革で競って実施された政策であるから必ずしも小楠の独創ではないが、国産開発の資金調達を目的として提案された藩札発行による一種の金融制度は小楠の独創であるように思われる。(10) 以下まず小楠の仕法を見よう。

先づ壱萬金の銀鈔を製し民に貸して養蠶の料に充て其繭糸を官に収め、是を開港の地に輸し洋商に賣ならば大

約壱萬千金の正金を得べし。如此なれば楮札數月を閲せずして正金となつて、言ふべからざるの鴻益ある而已ならず、加ふるに千金の利有り。官府此利を私することなし（くカ）公に衆に示し悉く是を散じて救恤し其他出て反らざるの所用に給す、仍之利を得る事多ければ所用益足るべし。啻繭糸而已ならず民間の所産制するに此法を以てし、年々正金の入るを見て楮銀を出し、財用を通ずる事前の如くならば民間の生産も無數に増進し、官府も年を逐ふて正金に富むべし。正金の融通自在なれば物價の貴きは憂るに足らず、上下の便利是に過ぎたるはなし。乍併もし楮銀増溢の恐れあらば、正金を以て銀局或は司農局に就て楮銀を買ふて其用に給せば官府諸局の殷富も足を翹て俟つべし。(11)

小楠のこの議論の現代の経済学理論からする評価は差当りここでの第一義的な関心事ではない。(12) またこの仕法の客観的な受益階層いかんについても姑く舎く。(13) もちろん小楠が主観的にこの仕法の受益階層についてどう考えていたかは後に触れる。

小楠の言う所は要するに、生産者に藩札で生産資金を貸与して、その代償として生産物を藩政府が収納し、これを海外市場で売却して一割の収益を挙げる。一割の収益は救恤などによって社会に還元し、正金として収取した元本は藩の収入とする。不換紙幣である藩札が大量に出回ることによって生ずべき取引上の混乱は、収取した正金によって藩札を随時兌換することによって回避できる、ということであるらしい。

理屈を以てすれば生産者には何も残らないことになるように見える。しかし実際は必ずしもそうではないようである。藩札貸与は資金を持たない小前の生産者を対象とするもので、藩による買上げが原則のようである。そして

この仕法の目的の一つは、従来特権商人が掌握していた流通の支配権を藩が握ることによって、そこから生まれる利益を生産者と藩に帰属させることにあるように見える。(14)

ここまで小楠の仕法の眼目の一つが、生産資金としての藩札発行にあると述べてきた。しかし単純な不換紙幣の増発ではないようであるが、藩札発行の具体的仕法について、小楠はこれ以上に説明していないから詳細は不明である。ところでこの仕法実施の中心的役割を勤めた由利公正（当時三岡石五郎後ち八郎）が後に明治政府参与としてなした太政官札の発行は、福井藩でのこの時の経験に基づくものであった。

太政官札は、通用期間一三年を限って、経常財政上の不足財源の補塡としてではなく殖産興業資金として（「列藩拝借之金札ハ富国之基礎被為立度　御趣意ヲ奉体認是ヲ以テ産物等精々取建其国益ヲ引起シ候様可致候但シ其藩々役場ニ於テ猥リニ遣ヒ込候儀ハ決而不相成候事」）大名（「列藩石高ニ応シ万石に付一万両ヅツ」）、それに準じて豪農豪商など、に出願に応じて貸与され（「拝借被　仰付候間其筋へ可願出候事」）、翌年から毎年一割づつ返済されるものとして発行されるべきものとされていた。(15)そして少なくとも由利の伝記の記述に従う限り(16)、福井藩の藩札発行は、明示的な通用期間の定めを欠き低利ながら利息付きである外は、右の太政官札の発行と同様の仕法によるものであったと考えてよい。

さて再び小楠の藩札発行の仕法を整理すれば、それは、政府財政の赤字補塡のためではなく生産資金として発行され、通用期限の定めはなく、生産者に貸与され、被貸与者には貸与金額に応じた生産物の納入が義務付けられているようである。

ところでこの仕法の最大の争点は正貨準備の裏付けのない大量の藩札発行の是非である。問題の焦点は言うまでもなく大量の不換紙幣の発行によるインフレ発生への危惧である。そしてこの問題への解答がとりわけて小楠の思想のある特徴を端的に示しているように思われる。

> 物價の貴きに随ひ通用金も多からざれば世上の融通逼迫にして諸人の難渋なれば、銀札出来の員數も鎖國の了見を以て量りては不釣合なることなるべし。鎖國の昔日も銀札を以て爲替に組めば銀札頓て正金となること今日に同じき様なれども、昔の爲替は前以懸合約束有て今日のごとく際限なき事には至り難し。且爲替の正金多く江戸の用となりて國中の益となる事なき故、銀札を出すこと多ければ銀局の障りとなる恐ある故、今日の如く盛大の融通には至りがたし。今は品物さへあれば外國目當に賣込故恰も塵芥を海河へ流すが如く、紙札の正金に化すること聊指支あることなきは交易の開けたる利益なり。(17)

小楠の言う所は三点ある。(1)不換紙幣(「銀札」)発行による物価騰貴の危惧は勿論あるが、観点を変えれば、物価騰貴に比例して銀札を発行しなければ、支払い手段に不足が生じて商品流通が逼塞するであろう。(2)嘗ては当事者間の事前の合意・相対によって銀札で為替を組んで正金で受け取り、結果として銀札を正金に換えることができた。しかしこの方法には二つの欠陥がある。正金の受け取りは藩外、主に江戸で行われるために藩の利益にはならないことと、仮に無制限に銀札を発行してこれを大量に為替に組んで藩外で正金に換えるとすれば、藩の財政当局は破産に瀕すること、の二つである。(3)外国貿易が開けた現在では物産を興しさえすれば、これを海外市場に出し

て正金に換えることができる。従って無制限に銀札を発行しても、外国貿易から正金を獲得してこれと銀札を交換することによって、銀札は「恰も塵芥を海河へ流すが如く」何らの不都合をも生じないことになる。

また当時における内外の金銀交換比率[18]の格差を原因とする、大量の金流出とそれに起因する物価騰貴についての小楠の意見も、右の議論の延長上にあると言える。

> 今や日本國と外國と銀幣の直平均を得ざるを以て幕府大に混雑を生じ、全國の困窮にも及ぶべき勢あり。自今海外の強國輻湊して無數の洋銀を運輸し日本の商賣を壓倒せんとするの時なれば、鎖國の舊見を以て日本國限りの制度を建て抗衡せんと欲すれ共敵すべからざるは眼前の事にして、日本貨幣の権柄遂には彼に奪はれて洋銀と一般の價直となるべきは必定なれば、一國中の物價も今日騰揚せしむるも又一種の先見なり。日本の物品を洋銀に易れば非常の下直となるを以て猶更外國の利を附益して日本の損失となれば、物品の高價なるは日本の益なり。乍併物貴して金銀不足なれば世上の融通逼迫する故、たとえば物品三倍の高價とならば銀札も亦三倍に増益せざれば貨財流通し難し。官附の正金山の如くならんには通用の銀札水のごとくなる共故障も懸念もある事なくして士民共大に便宜を得べし。於是官府其富を群黎に散じ窮を救ひ孤を恤み刑罰を省き税斂を薄し教ゆるに孝悌の義を以てせば、下も好生の徳に懐ひて上を仰ぐ事は父母の如くなるに至らば教化駸かに行はれて何事をか爲すべからざらん[19]。

小楠の言うところはここでも次の三点である。(1)日本の商品の支払いに洋銀を用いれば、日本銀による支払いと

対比して安値で取引されることになる。しかし予め価格を高値に設定しておけば取引の際のこの不利益を回避できる。それ故物価騰貴は「一種の先見」であり「日本の益」である。洋銀と日本銀との金に対する交換比率の格差は物価の高低に関係しないから、小楠のこの議論は些か奇妙であるのだが、この点は不問にしておこう。(2)物価が三倍になったならば取引手段としての流通銀札もこれに比例して三倍に増やさなければ、支払い手段が不足して商品流通が逼迫することになる（この議論は前引史料の(1)の繰り返しである)。それ故銀札の大量発行による物価騰貴の弊害を危惧する必要はない。(3)これに続く議論は思うに物価騰貴による人々の生活難を救済するための処方箋の提言でもあろう。すなわち、海外貿易によって獲得した正金は藩庫に蓄積し、社会・文化事業に支出して、人々の生活の安定を保障する。

現代の通貨理論から見て、小楠の議論が原因と結果を転倒しており、従って彼の提示する処方箋が途方もない悪性インフレによる国民の経済生活の崩壊をもたらすことを指摘するのは易しい。しかしここでは物産開発と海外貿易による正金獲得が小楠の経済論のαであり同時にωとして機能していることを確認するに止めておく。[20]もっとも、小楠にとっては物産開発と海外貿易によって藩庫のみならず人々の収入も飛躍的に拡大するから、物価騰貴は意に介するに当らないということになろうが、とはいえ当時外国貿易による物価騰貴と生活の窮乏化が大きな問題として至る所で論議されていたことを思えば、小楠の物価問題に関するこのような楽観的態度は異様にも思われるのである。

そして小楠のこのような楽天的態度を支えるものとして、「四海」が彼の思想の中で占める中核的役割に想到しない訳には往かないのである。小楠にとって「四海」は、国内の一切の葛藤・衝突を飲込み解消する巨大な「壑」

であると同時に、「交易」によって無限の富と幸福を意のままに汲み出すことの出来る無尽蔵の源泉であったと言うことが出来ようか。

三　「公」について

前節で小楠の「禹の治水」のイメージが、人々の生存を潤す財物の流通のイメージへ転換される様態を、藩札発行による藩財政の復興策を手掛りとして見たのであるが、国内の幕府と藩相互の割拠・鎖国体制も同様の視点から批判されることになるのは、最初に引いた「隣国を壑」とすることを国制の基本構造としている幕藩制批判から明らかであろう。小楠は「隣国を壑」すること＝国内外の二重の「鎖国」状態と見て、対外的「開国」＝国内的割拠体制（「統一の制」の欠如）の止揚＝「四海を壑」とすること、をわが国の当面の最大の課題として提示したのである。この等式の中に、小楠における普遍主義の理念と近代国家構築の理念との「幸福な」一致を垣間見ることが出来るように思う。しかしこの「幸福な」一致は、前節の最後に述べたように、巨大な「壑」であると同時に無尽蔵の豊穣性を備えた「四海」を措定することによって辛うじて可能になる底のものであった。

ところで前節で指摘したように、小楠は幕府開設以来の幕府政治の基本方針を「幕府の私」ないしは「御一家の私事」として批判した。それは「鎖国」批判に基づく「交易」論の思想的普遍化の試みであるように見受けられる。ここではこのような思想的普遍化がどの程度貫徹されているのかという観点から、小楠の幕藩制批判の根幹にある

と思われる「公」・「私」観念を検討することにしたい。

溝口によれば、中国思想においては、「公」と「私」は「原義的に背反概念」であり、その背反とは正と不正の倫理性があり、この「倫理性は集団の内外をとわず、均一に妥当する原理的な普遍性をもつ」。「公」は、第一に「衆人と共同する」、「衆人ともに通ずる」、「平分」の意味があり、第二に、共から衆人の共同作業場・祭事場、それを支配する族長、更に統一国家成立後は政府や官府にまつわる概念となった。このうちあくまでも第一の意味が「公」の内包の中心を占める。これに対して「私」は「独・秘・竊」あるいは「姦邪」の意味となる。(21)

ところで、私の乏しい知見によれば、儒教の伝統の中では、「私」とは、その具体的な内容に変化があったにせよ、そもそも専ら個人倫理に係わる観念である。

右の溝口の指摘に抵触する事例ではあるが、『春秋公羊伝』「哀公三年」の「家事を以て王事を辞せず、王事を以て家事を辞す」や、これに基づく『詩経』「小雅　四牡」の「豈に帰を懐わざらんや　王事監(ゆる)きことなし　我が心傷悲す」(句は、王命によって他国へ派遣されている使臣の、家郷への帰郷の思いを歌うものである。尤も朱子の「集伝」は少し異なる解釈を与えている)への東漢の鄭玄の箋に「私恩無くんば孝子にあらざるなり。公義無くんば忠臣にあらざるなり。君子は私を以て公を害なわず。家事を以て王事を辞せず」などの文章の「家事」あるいは「私」では、端的に父子の孝が問題とされているのである。つまりここでの「公」と「私」のテーマは「君臣」にかかわる「忠」と「父子」にかかわる「孝」との価値の併存と併存ゆえに生じる対立・葛藤である。(22)

宋学以降の新儒学においては、「天理の公」・「人欲の私」の成句に端的に表されるように、「公」と「私」は右と異なり、溝口の言う「正・不正の倫理性」の側面が強く前面に押し出され、価値と反価値の相剋となるが(尤も、

溝口によれば、明末には、特に李卓吾において、ある種の「私」は積極的に肯定されることになる[23]、しかしそれが専ら個人倫理に係わるものである点では変わりがない。そこでは「私」は端的に、「四端七情」に係わるものから利殖や所有といった経済的欲望を含む、個人の欲望（精確に言えば、欲望の不足と過剰）である。

然るに小楠が「幕府の私」あるいは「御一家の私事」について述べる場合、「私」は、個人を目的とする倫理的規範たることを止めて、統治の組織・機構（あるいは団体ないしは何らかの共同体）に係わる（反）価値へと転換することを意味する。この場合当然「私」が内包することになる（反）価値の項目も変化することになる筈である。組織・機構がそれとして「四端七情」を持つことは勿論ありえない。また経済的欲望や権力的欲望についても改めて検討が必要になろう。とすれば組織・機構が「私」として抑制あるいは禁欲すべき倫理項目は何であろうか。そしてそのような「私」に対応することになる「公」とは如何なる内容を持つ観念であろうか。

この問題を検討する場合、室町戦国期に国人層の共同の利害を基盤として形成され、最終的に徳川幕府権力を正当化する観念へと成長した「公」観念が想起されなければならないであろう[24]。徳川幕府を「大公儀」と呼ぶことに示されているように、幕府権力はその正当性の有力な根拠の一つを「公」的性格に求めた。そして周知のように、この「公儀」＝「公」観念は、室町戦国期に国人層の自律的集団としての「一揆」に結束する彼らの共同の利益を現実的基盤として形成された。彼ら国人層の利益は、一方では上からの、国人層の中から頭角を現して着々として領国一円支配を実現しつつ成長する戦国大名と、他方では下からの、郷村制のもとで自立化を進めつつある農民層と、これら双方からの攻勢の前に脅かされつつあったのである。「一揆」は構成員の平等意識と衆議の絶対性とを組織原理として持つ「共同の場」であった[25]。このようにして国人層の共同の利益の防衛を現実的基盤として生み出

された「共同の場」としての「一揆」は、やがて国人層を被官化して成長する戦国大名の「公」＝「公儀」へと変容せしめられ、その吸収するところとなり、この「公」は更に織田信長によって戦国大名を統合する上級権力の正当化根拠へと転換し、最終的に徳川幕府＝「大公儀」あるいは「公儀」として制度化されることになる。そしてここで特徴的な点は、下級権力としての近世大名の「公」が「小公儀」として、残存したことである。

ところで前代の上級権力の正当化根拠としての「公儀」観念が、個々の戦国大名や信長・秀吉の個人の人格と別ちがたく結びついた「恣意的人格的な公儀」であったのに対して、徳川幕府の場合には、「公儀」は、将軍の人格にではなく、より多く幕府の統治機構ないしは「幕閣」に結付く「法的機構的な公儀」であった。[26] そしてこのような「公(儀)」観念が、朱子学的「公」・「私」観念と複合すると、小楠において独学の幕藩体制批判に発展するように見受けられる。すなわち先の「御一家の私事」という表現に見られるように、個人ではなく組織・機構の「公」・「私」が、朱子学的含意をもって語られることである。ここには両者の「公」・「私」観念の複合ないしは癒着があるように見受けられる。

しかし歴史的な文脈の中で小楠の「公」・「私」観念を積極的に評価すれば、次の二点を指摘できるように思われる。一つは、巨大な外圧を前にして、草創期の国人層の共同の利害としての「公儀」観念が「日本国」大的な規模で復活したことである。ここでは将軍＝幕府権力もこの共同の利害としての「公」に従属するべきものとされているように見える。勿論この場合でも、朱子学とは異なる「公」・「私」観念の再構成が未解決のまま残されているのであるが、この論点は姑く舎いて、この「公」観念の制度的具体化の試みの一つが、小楠の諸侯会議論であったと言うことができよう。いま一つは、草創期において国人層が対立的関係の下で捉えた農民層を「天下生霊」と

して右の利害の共同性の内部に取り込む方向性への契機ないしは可能性を含んでいるように見えることである。

しかし小楠の「公」観念にはもうひとつ重要な問題が残されている。小楠は「国是三論」の中で、「天地の氣運と萬國の形勢は人爲を以て私する事」ができないものであるから、鎖国を継続することは「日本一國の私」であると主張する[27]。平石が指摘するように[28]、一見ここで小楠は「交易」（万物の流通）を「公」あるいは「天地間固有の定理[29]」とし、この流通を阻害する行為あるいはそのような事態を「私」と呼んでいるように見える。しかし仔細に見れば、小楠がここで「公」と呼んでいるものは、特定の時代の人間存在を制約する社会的な基本的諸条件であるように思われる。少し長い引用になるが、小楠が後輩の井上毅との対話で、「華夷彼此ノ差別ナク皆同シ人類ニテ候ヱバ互ニ交通イタシ交易ノ大利ヲ通シ候ガ今日自然ノ理勢ト被存候。（中畔）今日宇内ノ勢火輪船出来以来大涯如比隣ニ相成候ヱバ互ニ交通可致ノ形勢ニ相成候今日ニ至リ独立鎖国ノ旧見ヲ主張スルハ天理ニ悖候コトト見ヱ候。（中略）古今勢異候勢ニ随ヒ理亦不同候理ト勢トハイツモ相因テ離レザル者ニ候[30]」と述べるところに、小楠はこうした「理」ないしは「公」観念が端的に表れていると思う。すなわち、世界の必然的な趨勢としての「天地間固有の定理」にたいして、これに背反する「一国の私」が対峙し、「京師御尊奉」の「天下公共之正理」にたいして、これに背反する「幕府の私」が対峙するのである。

小楠のこのような「公」・「私」観念の構造に関連して、一つの特徴を指摘しておかなければならない。それは「公」・「私」観念の「入子型構造形式」である。国語学者の時枝誠記は、日本語が、概念化過程を経た（名詞・動詞・形容師などの）「詞」の箱に、話者の主観を表現する（助詞に代表される）「辞」を引手として持つ引出が入子型に組み込まれている文章構造を持つと指摘して、これを「入子型構造形式」と名付けた[31]。小楠の「公」は、空

間的には世界・日本などそれぞれの共同体内部に、時間的にはそれぞれの時代に、それぞれに固有の「公」とそれに対応する「私」が存在して、時空を超えた普遍的な「公」が追究されていないのである。かかる意味でそれは「入子型構造形式」を持っているといえる。(32)

(1) 孟軻の論争の性格については、大室幹雄「I〈滑稽〉合戦」　同『滑稽　古代中国の異人たち』(評論社　一九七五)参照。また『孟子』が、「権力者との対決に敗北を拒否しながらも敗北してゆく古代シナ知識人」の「〈舌のたたかい〉に於ける敗北意識拒否の記録」であることについては、渡辺卓「孟子の遊説生活」　同『古代中国思想の研究』(創文社　一九七三)参照。右引用は同書　三九一頁。

(2) 山崎正董『横井小楠　伝記篇』(明治書院　一九三八　大和学芸図書　覆刻　一九七七)(本稿は覆刻版により、山崎『伝記篇』と表記する)　一〇七〇頁。

(3) 「國是三論」　山崎正董『横井小楠遺稿』(日新書院　第二版　一九四二)(以下、山崎『遺稿』と表記する)　三九頁。闕字はそのまま残した。

引用文中の「癸丑の墨使彼理が日本紀行」は、ペリーの「日本紀行」の謂であることは言うまでもない。しかし「日本紀行」を直ちに、邦訳書名『ペルリ提督　日本遠征記』(土屋喬雄・玉城肇訳　岩波文庫　全四冊)(本邦訳は、下記原本の第一巻の翻訳である)として知られる、ペリーがアメリカ合衆国連邦議会に提出した報告書ないしはその公刊本"NARRATIVE OF THE EXPEDITION OF AN AMERICAN SQUADRON TO THE CHINA AND JAPAN, PERFORMED IN THE YEARS 1852, 1853, AND 1854, UNDER THE COMMAND OF COMMODORE J. C. PERRY, UNITED STATES NAVY,

BY ORDER OF THE GOVERNMENT OF UNITED STATES etc." (4 Vols/WASHINGTON/A. O. P. NICHOLSON PRINTER/1856)（詳しくは上記邦訳の解説参照）と同定することはできない。

また、まだ不完全ではあるが、私の調査した限りの「日本紀行」の写本には、わが国を「無政事」と評した文言も、またそのように解釈し得る文章も見当らない。小楠が見た写本が発見されない限り、「無政事」の内容について確証は得られないことになるが、小楠のこの語彙の内容を明確にするためには、少なくとも現存の写本を調査する必要があると思われる。もしこれが明らかになれば、小楠の「政事」観の少なくとも一端が明らかになるかもしれない。

『国書総目録』に「彼理日本紀行」の項目で一二種類の写本が登載されている。そのうち『国書総目録』に筆写年代が明示されている以外のものについていえば、岡山大学池田家文書には該当文書は存在しない、宮城県立図書館大槻文庫所蔵写本は文久二年の大槻磐渓の序が巻頭に付せられている。内閣文庫所蔵写本は左院及び太政官の用箋が用いられ、現在国立公文書館に収められている。私の調査は一部にしか及んでいないから、ここでは中間報告に過ぎないが、私が調査した限りでは、「国是三論」著作の年代（万延元年）に先立つ筆写年代の標記があるものは、宮内庁書陵部の「百児利日本紀行」及び国会図書館の「ペルリ　日本紀行」である。両者は同一系統の写本である。以下、文章体裁が比較的確りしている宮内庁書陵部の写本によって内容を紹介する。本写本は巻上（三五葉）・巻下（三一葉）の二冊からなる。

写本には翻訳者の序が付せられ、筆写者の識語と年号が付いている。序は「百児利日本紀行訳本原序」とあり、その本文は「余近頃長崎ニ遊ヒ友人某家ニ於テ米利堅百児利ガ日本紀行ヲ獲テ之ヲ訳スルニ書巻浩瀚ニシテ容易ニ卒業スヘキニ非サレハ其喫緊ナル處ヲ撰取テ二冊トナシ又庶機ハ一斑ヲ窺フテ全豹ヲ知ルニ足ラン此書ハ彼カ詭計陰謀ヲ見ハセルヲ蘭人舶載シテ来レルコソカクシクモ（マヽ）神州ノ冥助トヤ謂ハン識者能ク此書ヲ熟読シテ而シテ籌策ヲ施サハ乃チ実ニ彼ヲ知リ己ヲ知ルコトヲ得ヘキノミ」とあり、次に二三字下げて「此書ハ本何人ノ作ヲ知ラス其文伝写移書往々錯誤殆ト読難キモノ

アリ余因テ苦心熟慮シテ之ヲ改定シ粗其意シテ通スヘカラシム然レトモ其原文ヲ獲サレハ究竟是盲撞瞎刺豈其実ニ乖カサルコトナキヲ得ンヤ読者之ヲ恕セヨ／萬延元年申九月　村上恒夫識」とある。萬延元年九月は一八六〇年一〇月中旬から翌月中旬までである。仮に原本が上記の"NARRATIVE OF THE EXPEDITION etc."であったとすれば、それは発行以後四年以内に舶載され、翻訳がなされ、翻訳が始めから文意不明のものであったのでない限り、四年後の萬延元年には文意不明になるまでに伝写されていたのである。萬延元年までの翻訳が一種類であったか、複数あったかは今のところ調査が了っていず、不明である。

本文は解読の困難な部分が少なくないが、巻上は三篇よりなり、第一篇は「ミニステルケン子ブ君ニ上ル書」と題して、日本と欧米諸国との交渉の歴史を概観して、米国の対日交渉の要領を示唆する。第二篇は「合衆国大統領ヨリ日本帝ニ上ル書」である。粗雑な要約で、内容は正確でない。第三篇は「コムモトレペルリ海軍マリ子ニ報スル書」であり、第一回目の浦賀での対日交渉の経緯を描いている。巻下は、第四篇「合衆国ノ海軍分隊再日本ニ入ル事」として、翌年の対日交渉の経緯を描いた後、日米和親条約一二ケ条の本文を掲載し、主要な条項を解説している。

(4)　『孟子』が孟軻自身の著作であることについては、『史記』「孟子荀卿列伝」に「孟軻乃ち唐虞三代の徳を述ぶ。是こを以て如ゆく所の者は合わず。退いて万章の徒と詩書を序し、仲尼の意を述べて孟子七篇を作る」とあるのを参照。後代の諸説の考証については、狩野直喜「孟子研究」　同『論語孟子研究』(みすず書房　一九七七)参照。

(5)　山田慶児『朱子の自然学』(岩波書店　一九七八)六二頁。

(6)　周知のように小楠は、一八六二年に幕府の政事総裁職に就任した松平春嶽の政治顧問として、幕政改革を推進した。この時の小楠の改革の理論的な立脚点は、幕府政治が「幕府の私」を捨てて「天下の公」に就くことであった(『再夢紀事』日本史籍協会叢書『再夢紀事・丁卯日記』[東京大学出版会　一九七四]　一三七頁以下)。なお註(27)所引小楠書簡を参

照。また、この「幕府の私」批判は、註(2)所引史料の「御一家の私事」批判と同じ文脈において理解してよい。

(7) 前掲「国是三論」　山崎『遺稿』　三八頁。

(8) 「古文尚書」二五篇及び「孔安国伝（孔伝）」が偽書であることは清の閻若璩「尚書古文疏證」（第一巻上木　一六八三）によって疑問の余地なく明らかにされた（狩野直喜『中国哲学史』［岩波書店　一九五三］五二八頁以下　参照）。わが国では大田錦城「九経談　巻之七」（上木　一八〇四）（関儀一郎編『日本儒林叢書　解説部第二』［東洋図書刊行会　一九二九］所収）にこのことが説かれている。そして「六府三事」や「人心惟危　道心惟微　惟精惟一　允執厥中」などの文言を含む「大禹謨」は「古文尚書」の一つであり、偽書とされている。

小楠の文章に「古文尚書」の偽書たることへの言及は見られないが、彼がこの事について無知であったとは思われない。

(9) 『書経』「益稷」に「烝民乃ち粒す」とあり、「偽孔安国伝」に「米食を粒と曰う」と注せられている。

(10) 福井藩の専売仕法の事実上の実施責任者となった由利公正によれば、生産資金としての藩札発行は由利の発案で、小楠は藩内の反対派を説得する役割に留まったようでもある（由利正通『子爵由利公正伝』［岩波書店　一九四〇］　九〇頁）。なお、紙幣発行については、中国宋代の制度も示唆を与えているのかもしれない。

(11) 前掲「国是三論」　山崎『遺稿』　三六―三七頁。

(12) 山崎益吉『横井小楠の社会経済思想』（多賀出版　一九八一）は、経済思想史研究者による小楠研究であるが、この点について触れることが僅かでしかないことは、遺憾である。

(13) 三上はこのことについて、「藩構力と特権商人との緊密な連けいによる共生関係」の存在を指摘して、語を継いで「要するにこの種会所機構は、農民的商品生産の徹底的収奪をめざす旧来の藩専売制に比べると、相当改良主義的視座に立つものではあるが、その基本的性格は、藩が「資本」を、大商人は「資本」並びに「労務」出資を行い、相互依存の関係に

おいて活動する商業資本の一顕現形態として把握するべきもので、封建支配層による〝上から〟の経済政策としての「民富論」的開明性の限界は率直に認めねばならない」と述べている（三上一夫『公武合体論の研究』〔御茶の水書房　一九七九〕　一三〇―一三一頁）。

(14)　三上（前掲書　一〇七頁）は、小楠の仕法の特色として、「官による商権回収と商品生産者に対する資金融通」を指摘している。

(15)　『太政官日誌　第一六』（石井良助編『太政官日誌　第一巻』〔東京堂出版　一九八〇〕）　七〇―七一頁。

なお沢田章『明治財政の基礎的研究』（宝文館　一九三四）は、太政官札発行の布告の公布日を慶応四年閏四月一九日としているが（一一一頁）、二〇日の誤りのように思われる。右の『太政官日誌』は閏四月一九日の記事の後の「翌二日」の条に、「陸軍編成」の次にこの布告を掲載している。この「翌二日」は記述の仕方と日付の順序から推して「翌廿日」とあるべき所である。

『法令全書』もこの布告を閏四月一九日とし、『太政官日誌』にはない前文の如きものを附している。曰く「皇政更始之折柄富國之基礎被爲建度衆議ヲ尽シ一時之権法ヲ以テ金札御製造被　仰出世上一同之困窮ヲ救助被遊度　思召ニ付當辰年ヨリ來ル辰年マデ十三箇年間　皇國一圓通用可有之候御仕法ハ左之通相心得可申モノ也／但通用日限之儀ハ追テ可被仰出候事／右之通被仰出候間末々迄不洩様其向々ヨリ早々可相触候事」。

(16)　由利　前掲書　七七―八〇頁。

沢田（前掲書　一七頁）も指摘するように、この伝記は記述に誤伝が多いから、誤り無きを保し難いことを予め留保しておく。

(17)　前掲「国是三論」　山崎『遺稿』　三八頁。

(18) 開港の時点で金銀の交換比率は金一洋銀一五であった。これに対してわが国のそれは金一銀六乃至一〇であった（楫西光速外『日本資本主義の成立　I』〔東京大学出版会　一九七二〕　一四五頁）。

(19) 前掲「国是三論」　山崎『遺稿』　三八頁。

(20) では海外貿易が小楠の期待するほどに収益の多いものであったのであろうか。

福井藩で実際の業務に当った由利公正は、この仕法は大成功し、福井藩に巨大な収益を齎らしたと証言している。由利によれば、五万両の藩札を発行して資金として生産者に貸付け、生産品を藩が買付けて長崎で売捌いた結果、初年度の安政六年の長崎の生糸取引だけで二五万弗（約一〇〇万両）の販売額に達し、更に翌年には生糸醤油の販売額が六〇万弗余りに達した、そして文久元年に総会所が内外に輸出した物産総高は三〇〇万両に達し、藩庫には常に五〇万両内外の正貨が蓄えられ、藩札も漸次正貨に替えられた（三岡丈夫『由利公正伝』〔光融館　一九一六〕　九二及び九六頁）。三上（前掲書　一二二頁）はこの数字をそのまま引用している。尤ももう一つ伝記によれば、初年度の生糸の売上を二五万両、翌年度のそれを四五万両（思うに、醤油を除いた生糸だけの売上金高であろう）、文久元年末頃の藩庫剰余金を三〇万両を下らないとしている（由利　前掲書　九六―九七及び一〇一頁）。両書の少なくとも一方に金額ないしは通貨単位に錯誤があるように思われる。しかしいまどちらが正しいか判断する材料を持たない。後者は由利公正の談話を直接引いているが、前者の根拠は今一つ不確かである。

福井藩の幕末藩政改革についての着実な研究者である三上が前者の数字を全面的に採用しているから、両書の掲げる数字に異動があるにしても、外国貿易の成功には疑問の余地が無いように見えるのだが、註(15)でも述べた通り両書には誤伝が多く、福井藩のこの時の事業についての証言はこれ以外にはないから、些かの懐疑を残しながら紹介しておく。

(21) 溝口雄三「中国における公・私観念の展開」（『思想』一九八〇年三月）　一九―二一頁。

(22) 尾形勇『古代中国の「家」と国家』(岩波書店　一九七九)　一八七頁以下。

(23) 溝口雄三『中国前近代思想の屈折と展開』(東京大学出版会　一九八〇)　特に序章参照。

(24) 室町戦国期における「公儀」観念の成立と発展の過程については、勝俣鎮夫『一揆』(岩波新書　一九八二)、同「戦国法」(同『戦国法成立史論』[東京大学出版会　一九七九]所収)、石井紫郎「中世と近世のあいだ」(同『日本人の国家生活』[東京大学出版会　一九八六]所収)、藤木久志「大名領国制論」(原秀三郎外編『大系日本国家史　2　中世』[東京大学出版会　一九七七]所収)、深谷克巳「公儀と身分制」(原秀三郎外編『大系日本国家史　3　近世』[東京大学出版会　一九七七]所収)、笠谷和比古『関ケ原合戦』(講談社　一九九四)、朝尾直弘『将軍権力の創出』(岩波書店　一九九四)など　参照。

(25) 勝俣　前掲『一揆』　七四―八〇頁。

(26) 深谷　前掲「公儀と身分制」　一五〇―一六三頁。

(27) 前掲「国是三論」　山崎『遺稿』　三二頁。

(28) 平石直昭「横井小楠」　相良亨外編『江戸の思想家たち　下』(研究社出版　一九七九)　二五二頁。

(29) 註(7)所引。「天理の公」・「人欲の私」を持ち出すまでもなく、「公」と「理」とは朱子学的文脈においては同じであるし、小楠もまた両者を特に区別していない。例えば、「幕府是迄の私を御去り天下公共之正理に御順ひ被成候様」(横井小楠書簡　文久二年一〇月二三日付嘉悦市之進宛　山崎『遺稿』　三九一頁)などの文言も参考になる。ところで、小楠が「天下公共之正理」と呼んでいる事柄が、「京師御尊奉」(同所)であることは注目する必要がある。

(30) 井上毅「横井沼山問答書留」　井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝　伝記編第三』(国学院大学図書館　一九六九)八頁。

(31) 時枝誠記『国語学原論』(岩波書店　一九四一)　三一一頁以下。

(32) 日本における「公」と「私」とのかかる重層的関係については、有賀喜左衛門「第三部　公私の観念と日本社会の構造」有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集　Ⅳ』(未来社　一九六九)所収　に指摘がある。